

令和8年度 青森県多面的機能支払推進協議会

植栽活動コンテスト

募集案内

農村の良好な景観形成づくりを、広く一般県民にも知ってもらおう！



地域児童の参加



デザイン



啓発・普及



生育管理



農村環境との調和

応募資格

- ・青森県内の多面的機能支払 活動組織
- ・青森県内の中山間地域等直接支払 集落協定

応募期間

令和8年7月24日(金)まで(消印有効)

表彰

- ・最優秀賞1点、優秀賞3点、優良賞6点
- ・奨励賞1点程度

※奨励賞は上記表彰に届かなかった、花本数 800 本未満の花壇が対象

審査・表彰式

- ・現地確認:8月上旬(事務局) ※審査用写真の撮影
- ・審査会:11月(審査委員) ※現地確認写真と応募用紙で審査
- ・表彰式:令和8年12月(リーダーの集い)

お問合せ

〒030-0802 青森市本町二丁目6-19
青森県多面的機能支払推進協議会 事務局(岩淵)
電話:017-723-2404、ファックス:017-774-0658
電子メール:iwabuchi-fumie@aodoren.or.jp

令和8年度 青森県多面的機能支払推進協議会 植栽活動コンテスト 応募要項

1. 目的

多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に取り組む活動組織及び集落協定が、創意工夫し、楽しみながら農村地域の良好な景観形成づくりを行っている様子を、本交付金の関係者だけでなく、広く一般県民にも知っていただくことを目的とします。

2. 応募資格

青森県内の多面的機能支払交付金の活動組織、中山間地域等直接支払交付金の集落協定

3. 応募期間

令和8年7月 24 日(金)までに、別紙の応募用紙(必要事項を記入)を、下記応募先へ提出ください。また、植栽活動が掲載された広報誌等の啓発・普及資料がある場合は、同封してください(任意提出)。

4. 審査方法

(1)審査基準

植栽活動で整備した花壇を事務局が撮影した写真と、下表の審査項目及び審査の観点に基づき総合的に判断します。

審査項目	審査の観点
① 農村環境との調和	畦畔や水路、ため池、農道等の農業用施設等と花壇が調和し、かつ、農村景観の向上に寄与しているか。
② デザイン	花や緑の種類、高さ、配色、配置等の工夫がみられるか。
③ 生育管理	植栽された景観植物が健全に生育している等、適切な管理が行われているか。
④ 啓発・普及	交付金を活用していることなどを、看板やのぼり、広報誌・チラシ、ホームページや SNS 等により、地域住民への周知が図られているか。
⑤ 地域児童の参加※	地域の児童等が植栽活動に参加しているか。

※「児童の参加」については、令和7年度から審査項目に追加されました

(2)審査対象写真の撮影

審査に使用する写真については、協議会事務局による現地確認(8月1日～8月 10 日頃の間)の際に撮影を行います。なお、応募組織には、協議会事務局がいつ現地確認を行うのか、事前にお知らせしませんので、ご了承ください(立ち会いは不要です)。

(3)審査員

協議会が選任する有識者等による審査員(6名程度)により、活動組織から提出された応募用紙の内容(花の種類や植栽活動における工夫等)及び事務局が撮影した写真等を整理した資料により「審査基準」に基づいた審査を行います(現地での審査はありません)。

5. 表彰

(1)最優秀賞1点、優秀賞3点、優良賞6点 程度

評価の高い順に、最優秀賞、優秀賞、優良賞を選考します。

(2)奨励賞1点 程度 小さな花壇部門

上記入賞以外の「規模の小さな花壇(植栽本数概ね 800 本未満)」から奨励賞を選考します。

ご応募いただいた中から、上記のとおり各賞を選考し、令和8年 12 月(リーダーの集い)に表彰を予定しています。 ※賞の確定後、応募者全員に結果を郵送いたします。

6. その他

応募用紙に記載いただいた花壇の情報(場所、花の種類、工夫した点等)や協議会事務局が現地確認の際に撮影した写真等は、多面的機能支払交付金をPRする目的で、当協議会のホームページや研修会等の資料に掲載しますので、あらかじめご了承ください。

7. 応募先と問い合わせ先

〒030-0802 青森市本町二丁目 6-19 青森県多面的機能支払推進協議会
事務局 岩渕 文恵 電話:017-723-2404 FAX:017-774-0658(平日 17 時まで)
電子メール: iwabuchi-fumie@aodoren.or.jp